

# 鶴ヶ島市森林整備計画書

令和5年3月

計画期間

自 令和5年 4月 1日  
至 令和15年 3月31日

埼玉県

鶴ヶ島市



## 目 次

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針

### II 森林の整備に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

#### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 保育の種類別の標準的な方法
- 2 その他必要な事項

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 その他必要な事項

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法

### IV その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林の総合利用の推進に関する事項

## 2 住民参加による森林の整備に関する事項

### (附) 参考資料

- 1 人口及び就業構造
- 2 土地利用
- 3 森林転用面積

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、埼玉県のほぼ中央、都心から約45km圏に位置し、総面積は1,765ha、民有林面積は67haです。そのほとんどはクヌギ・コナラ等を主体とした二次林で構成された里山林で、面積はこの10年間で約10ha減少している状況にあります。

現在、市内に残っている日光街道杉並木や高倉屋敷林などは、貴重な緑の景観を有していることから、その保全を図っています。また関係権利者の協力のもとで市内に6か所の市民の森を指定し、市民が自由に散策できる憩いの場としての利用を促進しています。

### 2 森林整備の基本方針

景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供することができるよう残された里山林の保全を図ります。森林整備に当たっては、第6次鶴ヶ島市総合計画に基づき、森林所有者や林業関係者だけでなく、森林ボランティアや企業・団体の参加等により、市民全体で推進するものとします。

また、地域住民への森林への理解を深めるため、日光街道杉並木、高倉屋敷林、市民の森をはじめとする森林を森林環境教育の場として活用するものとします。

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林の多くは集落や農地の周縁部に位置し、周辺住民の生活に深くかかわりを持っています。堆肥の原料となる落ち葉の供給や、住宅を風害、飛砂等から保護する等、周辺環境への貢献度が高いことから、快適環境形成機能の発揮を期待する森林として、大気浄化や騒音防止等の生活環境の保全、良好な都市景観の構成要素として以下のような森林を目指します。

- ・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する対抗性が高い森林
- ・ 住宅地に近接する森林は、除伐等の保育が適切に行われ見通しが確保できるなど、快適な環境を維持している森林

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

##### ア 森林整備の基本的考え方

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、広葉樹施業や天然生林の的確な保全・整備を進め、多様な森林の育成を図ります。

潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

##### イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととします。大部分が広葉樹二次林であるので、目的樹種の成長を阻害する場合など必要に応じて整理伐を行うものとします。

風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を維持することとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹				種		
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹（用材以外）	その他広葉樹（用材）
全域	35年	40年	35年	50年	10年	15年	55年

※ 標準伐期齢については、立木の伐採の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について定めることとする。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする。

##### ・皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

##### ・択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、森林の構成等を勘案する。

- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めてその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、保護樹帯を設置する。

また、集材にあたっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1)人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、ケヤキ等	

※1 スギの造林にあたっては、花粉症対策に資するため花粉の少ないスギ品種とする。

※2 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

#### (2)人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、地位や既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとする。なお、大苗を用いて植栽する場合は、必要に応じて植栽本数を減ずることとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ、ヒノキ、広葉樹	疎仕立て	概ね 1, 500
	中仕立て	概ね 2, 500
	密仕立て	概ね 3, 200

※ 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	原則として最小限度の刈り払いを実施する。ただし、現地の状況により省略することができる。
植付けの方法	列植え（方形植え）又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行う。植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	春植え 3月中旬～4月下旬 秋植え 9月中旬～10月下旬

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する多面的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種		クヌギ、コナラ等
	ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹 種	期待成立本数
クヌギ、コナラ等	10,000本/ha

(イ) 天然更新すべき立木本数

樹種	天然更新すべき立木本数 (生育し得る最大の立木の本数として想定される本数×3/10)
クヌギ、コナラ等	3,000本/ha以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新によるものについては、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で、別に定める更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

(ア) 天然下種更新

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
除伐・間伐	適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行う。

(イ) ぼう芽更新

区分	標準的な方法
更新のための伐採	11月～3月に行い、伐採位置をできるだけ地面に接したところとし、切り口は平滑にやや傾斜させて水切りをよくする。
植込み	ぼう芽の発生が良好でない場合には、目的樹種を植栽するものとし、植付けは人口造林に準じて行う。
下刈り	1～3年目に行う。
芽かき	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。
除伐	目的樹種以外の不用木及び劣勢木を対象とし、5年生前後に実施するが、不用木の除去により林冠に穴があく場合は、目的樹種の生育を妨げない程度に整理する。

ウ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

更新完了の目安として、後継樹の密度はhaあたり3,000本以上成立している状態とする。後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が30cm以上の 稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする（埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準による）。

なお、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

樹種	生育しうる最大の立木の本数
クヌギ、コナラ等	10,000本/ha

更新については、下表の本数以上を植栽等により確実に更新する。

更新すべき本数
3,000本/ha

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林において

は人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 保育の種類別の標準的な方法

##### (1) 育成単層林

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な回数	標準的な方法
下刈り	広葉樹	適宜	生育状況、雑草木の繁茂状況により適期に必要な最小限の実施とする。 刈払いは、原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。 下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
つる切り	〃	適宜	つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。
除伐	〃	適宜	目的樹種と周辺植生の競合に時期に実施し、有用広葉樹の育成等に配慮する。
枝打ち	〃	適宜	間伐作業の効率化等の他、製品価値の高い良質材の生産を目的とし、対象樹木の形質を鑑み、投資効率を考慮して実施する。

##### (2) 育成複層林

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な回数	標準的な方法
下刈り	広葉樹	適宜	生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を行う。
つる切り	〃	適宜	つるの繁茂状況により、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を行う。
除伐	〃	適宜	生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を行う。
枝払い	〃	適宜	下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

## 2 その他必要な事項

1の保育がなされず、生活環境の悪化を招いているような場合においては、適正な保育を行うよう森林所有者に対して通知を行う。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

本市の森林の多くは集落や農地の周縁部に位置し、周辺住民の生活に深くかかわり合いながら、生活環境の向上に重要な役割を果たしており、市内全域を快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を増進すべき森林と位置付ける。

特に市民の森周辺の森林については、身近な自然とのふれあいの場として、生物多様性、景観等に配慮した施業を推進する区域とする。また、日光街道杉並木や高倉屋敷林についても市民の森と同様に景観維持に努める。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

### イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市内全域	66
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
その他の公益的機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (h a)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	0
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	0
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	市内全域	66
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	0

## 2 その他必要な事項

公益的機能別の森林施業方法にかかわらず、保安林に指定された森林については、保安林指定施業要件に従った施業を行うこととする。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

設定なし

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

#### 2 その他必要な事項

なし

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害が続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。

#### (2) その他

なし

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

被害防止に向け森林所有者と協力して行うものとし、また、野生鳥獣との共存にも配慮した整備等を推進する。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動のほか、消防機関との連携を図り、森林巡視を適宜適切に行う。

## IV その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林の総合利用の推進に関する事項

市民の森については、市民が自由に散策できる憩いの場としての利用促進に努める。また、自然環境に恵まれた森林を保全し、森林保護の普及・啓発に努めるため、ボランティア活動の支援に努める。

### 2 住民参加による森林の整備に関する事項

日光街道杉並木、高倉屋敷林、市民の森を始めとする環境的に価値の高い森林については、森林所有者の協力のもとで住民参加による森林の整備を図り、適正な管理と景観維持に努める。

(附) 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

(2) 産業別就業者数

総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
	総数	農業	林業	水産業		
36,505	371	366	3	2	8,929	27,205

資料：令和2年国勢調査による。

2 土地利用

単位 面積 (ha)

総数	森林	農地			その他	
		総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
1,765	67	108	8	80	1,590	694

注1 総数は、国土地理院調べ。(令和4年10月1日時点)

2 農地・宅地は、令和3年埼玉県統計年鑑による。

3 森林転用面積

単位 面積 (ha)

年次	住宅敷地	事業用地	その他	合計
2021年	0	0.83	0.61	1.44
2020年	0.01	1.31	0.09	1.41
2019年	0.08	0.75	0.1	0.93

資料：各年、伐採及び伐採後の造林届出書の届出実績による。